

不服申立て事案答申第 286 号

不服申立て事案諮問第 297 号

件名：犯罪事件受理簿の訂正理由等が分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 6 月 5 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同月 19 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 6 月 5 日、審査請求人は愛知県 A 警察署（以下「A 署」という。）において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、犯罪事件受理簿（交通事故関係）について、一部分が訂正されている。

いつ、誰れが、どのような理由で訂正したのかわかる文書

（請求日現在 A 署で保管するもの）

と記載されていた。

##### (イ) 開示請求に係る保有個人情報の調査

A 署に保管される本件犯罪事件受理簿（交通事故関係）（審査請求人

が保有個人情報開示請求において開示を受けた文書。以下「本件受理簿」という。)を確認したところ、犯罪日時欄及び当事者の住所欄の一部に訂正箇所が存在したが、その訂正状況を記録した文書は存在しなかった。

そして、同訂正箇所については、本件犯罪事件受理簿（交通事故関係）（審査請求人が保有個人情報開示請求に先立って行政文書開示請求において開示を受けた文書）を開示してから本件受理簿を開示するまでの間に訂正を要する事情は生じていない。

よって、上記「いつ、誰が、どのような理由で訂正したのかわかる文書」は作成されておらず、保有していないことが判明した。

#### (ウ) 本件処分

処分庁は、本件請求対象保有個人情報を保有していないため、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

#### イ 本件処分の理由

本件請求対象保有個人情報については、(1)アのとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、一部に訂正箇所のある本件受理簿の複写物を受領していることをもって、訂正にかかる文書は存在するとして、その開示を求める旨主張している。

しかしながら、上述したとおり、審査請求人が求める本件請求対象保有個人情報を作成していないため、審査請求人の主張は失当である。

#### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審議会の判断

#### (1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、犯罪事件受理簿（交通事故関係）の訂正箇所について、いつ、誰が、どのような理由で訂正したのか分かる文書である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、本件受理簿には、犯罪日時欄及び当事者の住所欄の一部に訂正箇所が存在したが、その訂正状況を記録した文書は存在しなかったとのことである。

また、当審議会が事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、捜査における情報を正確に管理するという犯罪事件受理簿の目的から、処分庁が犯罪事件受理簿の訂正をする必要があると認めた場合に、適宜訂正をすることは当然に予定されているとのことである。また、訂正をするたびに訂正の理由等が分かる文書を残すものではないとのことである。

これらを踏まえ当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報は作成しておらず、存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

犯罪事件受理簿（交通事故関係）について、一部分が訂正されている。  
いつ、誰れが、どのような理由で訂正したのかわかる文書  
（請求日現在 A 署で保管するもの）

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 9. 20	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 9. 18 (第 253 回審議会)	審議
7. 12. 8 (第 256 回審議会)	審議
8. 1. 26 (第 257 回審議会)	審議
8. 2. 25	答申